

伊勢崎市監査委員告示第3号

公 表 書

平成27年度随時監査を執行したので、地方自治法第199条第9項の規定に基づきその結果を別紙のとおり公表する。

平成28年3月14日

伊勢崎市監査委員	猪 俣	健
同	光 山	喜一郎
同	齋 藤	優

記

- 1 随時（工事に関する）監査報告書

随時（工事に関する）監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項による監査（随時監査）

2 監査の期間

書類提示 平成28年1月15日から1月19日まで

監査執行 平成28年2月2日

3 監査の対象部課及び工事名

建設部道路維持課

（工事名）市道（伊）4-165号線 栄橋 橋梁補修工事

4 監査の手続き

監査に際し、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、工事の技術的な指導、助言については、特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラム（担当技術士：鶴巻広一氏）に委託し技術調査協力を得て実施した。

当日対象工事の執行に関して、その設計・積算・入札・契約に係わる業務、施工及び監理業務等が諸法規に照らして適法、合理的かつ能率的に行われているかを主眼とし、工事担当部課職員及び関係職員から説明を聴取するとともに、現地を实地調査した。

なお、関係者からの説明と質疑応答は、次のような手順により実施した。

- （1） 工事概要説明
- （2） 計画、契約、基本設計、実施設計、積算について内容確認及び書類調査
- （3） 現地において、工事監理、施工状況について書類調査及び实地調査

5 監査の結果

特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラム（担当技術士：鶴巻広一氏）から技術調査報告書の提出があり、これに基づき、関係者の説明及び関連書類の審査等の結果を総合的に検討した結果、監査対象とした工事における工事計画、設計、積算、入札、契約、工事監理、施工管理及び現場管理については概ね適正であると認められた。